

古都湯 介護予防通所介護・総合事業 料金表

2019/10/1現在

1 介護予防通所介護・総合事業の介護報酬に係る費用（下段は1回あたりの利用者負担額の目安）

項 目	サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安	
	事業対象者・要支援1	要支援2
①基本額	1,655単位	3,393単位
	1,768円	3,624円
②サービス提供体制強化 加算Ⅱ	24単位	48単位
	26円	52円
③介護職員処遇改善加算Ⅰ	99単位	203単位
	106円	217円
④介護職員等特定処遇改善 加算Ⅱ	16単位	34単位
	17円	37円

※利用者負担額（1割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数×10.68円＝費用総額（1円未満切り捨て）

費用総額－保険請求分（費用総額×0.9（1円未満切り捨て））＝利用者の1か月分の負担額

※10.68円は、鎌倉市（3級地）の地域加算

※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。

※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます  
（正当な事由がある場合を除く）。

利用予定日の前日までのキャンセル	キャンセル料なし
当日のキャンセル	当日予定の自己負担額

※上記のほか、利用者には、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用、または、利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を実費にてご負担いただきます。

1 介護予防通所介護・総合事業の介護報酬に係る費用（下段は1回あたりの利用者負担額の目安）

項 目	サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安	
	事業対象者・要支援1	要支援2
①基本額	1,655単位	3,393単位
	3,535円	7,248円
②サービス提供体制強化 加算Ⅱ	24単位	48単位
	52円	103円
③介護職員処遇改善加算Ⅰ	99単位	203単位
	212円	434円
④介護職員等特定処遇改善 加算Ⅱ	16単位	34単位
	34円	73円

※利用者負担額（2割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数×10.68円＝費用総額（1円未満切り捨て）

費用総額－保険請求分（費用総額×0.8（1円未満切り捨て））＝利用者の1か月分の負担額

※10.68円は、鎌倉市（3級地）の地域加算

※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。

※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます  
（正当な事由がある場合を除く）。

利用予定日の前日までのキャンセル	キャンセル料なし
当日のキャンセル	当日予定の自己負担額

※上記のほか、利用者には、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用、または、利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を実費にてご負担いただきます。

古都湯 介護予防通所介護・総合事業 料金表

2019/10/1現在

1 介護予防通所介護・総合事業の介護報酬に係る費用（下段は1回あたりの利用者負担額の目安）

項 目	サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安	
	事業対象者・要支援1	要支援2
①基本額	1,655単位	3,393単位
	5,303円	10,872円
②サービス提供体制強化 加算Ⅱ	24単位	48単位
	77円	154円
③介護職員処遇改善加算Ⅰ	99単位	203単位
	318円	651円
④介護職員等特定処遇改善 加算Ⅱ	16単位	34単位
	51円	109円

※利用者負担額（3割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数×10.68円＝費用総額（1円未満切り捨て）

費用総額－保険請求分（費用総額×0.7（1円未満切り捨て））＝利用者の1か月分の負担額

※10.68円は、鎌倉市（3級地）の地域加算

※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。

※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます  
（正当な事由がある場合を除く）。

利用予定日の前日までのキャンセル	キャンセル料なし
当日のキャンセル	当日予定の自己負担額

※上記のほか、利用者には、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用、または、利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を実費にてご負担いただきます。

古都湯 通所介護料金表

2019/10/1現在

1 通所介護の介護報酬に係る費用（下段は1回あたりの利用者負担額の目安）

項目	サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①基本額 (3時間以上4時間未満)	364単位	417単位	472単位	525単位	579単位
	384円	440円	498円	554円	611円
②入浴加算	50単位	50単位	50単位	50単位	50単位
	53円	53円	53円	53円	53円
③サービス提供体制強化 加算Ⅱ	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位
	7円	7円	7円	7円	7円
④介護職員処遇改善加算Ⅰ	24単位	27単位	31単位	34単位	37単位
	26円	29円	33円	36円	39円
⑤介護職員等特定処遇改善 加算Ⅱ	4単位	4単位	5単位	5単位	6単位
	5円	5円	6円	6円	7円

※利用者負担額（1割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③④⑤の合計）×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 費用総額－保険請求分（費用総額×0.9（1円未満切り捨て））＝利用者の1か月分の負担額  
 ※10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（1割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③の合計）×0.059×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 0.059は介護職員処遇改善加算Ⅰの加算率、10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③の合計）×0.01×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 0.01は介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの加算率、10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。

※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます。（正当な事由がある場合を除く）。

利用予定日の前日までのキャンセル	キャンセル料なし
当日のキャンセル	当日予定の自己負担額

古都湯 通所介護料金表

2019/10/1現在

1 通所介護の介護報酬に係る費用（下段は1回あたりの利用者負担額の目安）

項目	サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①基本額 (3時間以上4時間未満)	364単位	417単位	472単位	525単位	579単位
	768円	879円	995円	1107円	1221円
②入浴加算	50単位	50単位	50単位	50単位	50単位
	106円	106円	106円	106円	106円
③サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位
	13円	13円	13円	13円	13円
④介護職員処遇改善加算Ⅰ	24単位	27単位	31単位	34単位	37単位
	51円	57円	66円	72円	78円
⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	4単位	4単位	5単位	5単位	6単位
	9円	9円	11円	11円	13円

※利用者負担額（2割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③④⑤の合計）×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 費用総額－保険請求分（費用総額×0.8（1円未満切り捨て））＝利用者の1か月分の負担額  
 ※10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（2割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③の合計）×0.059×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 0.059は介護職員処遇改善加算Ⅰの加算率、10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（2割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③の合計）×0.01×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 0.01は介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの加算率、10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。

※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます。（正当な事由がある場合を除く）。

利用予定日の前日までのキャンセル	キャンセル料なし
当日のキャンセル	当日予定の自己負担額

古都湯 通所介護料金表

2019/10/1現在

1 通所介護の介護報酬に係る費用（下段は1回あたりの利用者負担額の目安）

項目	サービスご利用1回あたりの単位と負担額の目安				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①基本額 (3時間以上4時間未満)	364単位	417単位	472単位	525単位	579単位
	1,151円	1,319円	1,493円	1,660円	1,831円
②入浴加算	50単位	50単位	50単位	50単位	50単位
	159円	159円	159円	159円	159円
③サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位
	19円	19円	19円	19円	19円
④介護職員処遇改善加算Ⅰ	24単位	27単位	31単位	34単位	37単位
	76円	86円	98円	108円	117円
⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	4単位	4単位	5単位	5単位	6単位
	13円	13円	16円	16円	19円

※利用者負担額（3割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③④⑤の合計）×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 費用総額－保険請求分（費用総額×0.7（1円未満切り捨て））＝利用者の1か月分の負担額  
 ※10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（3割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③の合計）×0.059×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 0.059は介護職員処遇改善加算Ⅰの加算率、10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（3割）の算出方法

1か月間に利用されたサービスの合計単位数（上記①②③の合計）×0.01×10.54円＝費用総額（1円未満切り捨て）  
 0.01は介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの加算率、10.54円は、藤沢市（4級地）の地域加算

- ※ 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は徴収しません。
- ※ サービス当日の中止の場合は、次のキャンセル料をご負担いただきます。（正当な事由がある場合を除く）。

利用予定日の前日までのキャンセル	キャンセル料なし
当日のキャンセル	当日予定の自己負担額